

自転車の なにかまわり



- 【重点項目】**
- 自転車交通ルールの遵守
及びマナー向上
(特に自転車安全利用五則
の周知徹底)
 - 自転車の点検整備の促進

九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)

九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

平成25年 5月1日(水) - 平成25年 5月31日(金)

止まるのが面倒だから…と 一時不停止

「一時停止」標識などの見落としや無視は交差点を通行する車や歩行者と衝突する危険があります。



停止線の直前で必ず止まって安全を確認!

メールを打ちたいから…と 携帯電話を使用

自転車に乗りながら携帯電話を操作すると片手運転になるだけでなく、周囲への注意がおろそかになり危険です。



歩道も車道も通れるから…と 歩道から車道への急な乗り入れ

自転車の急な進路変更や車道への急な乗り入れは、車の運転者が予測できず、たいへん危険です。



進路変更するときや車道へ乗り入れるときは、いったん止まって周囲の安全を確認!

だれも来ないだろう…と スピードを落とさない

小さな路地、店や駐車場などの出入口は、車や歩行者が急に出てくる可能性があります。



このような場所では危険を予測し、スピードダウン!

身勝手面倒大丈夫 は事故のもと

賠償金の 支払い

自転車側に損害賠償
およそ3,000万円

日没後、自転車は速度を上げて走っていました。前方の信号が変わる前に横断しようと加速したところで、向かってくる歩行者に気づきましたが、ブレーキをかける間もなく正面衝突し、歩行者は死亡しました。自転車はライトをつけていませんでした。
(平成19年7月:大阪地裁判決)



ライトがなくても大丈夫…と 無灯火走行

夕暮れどきや夜間、無灯火の自転車は車や歩行者に気づかれにくく危険です。



ライトの点灯や明るい服装、夜光反射材などで、自転車の姿を目立たせましょう。

「自転車安全利用五則」を守って安全に運転しましょう。

- ① 自転車は、車道通行が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

お金を全てで解決することはできませんが、万が一の事故に備えて保険に入りましょう。

例えば、年に1回は自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらいましょう。万が一のときに役立つ保険つきです。



相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

相模原警察署 相模原南警察署 相模原北警察署 津久井警察署 相模原市警察部